

## 環境影響評価方法書の審査書

事業名		(仮称) 冷水峠風力発電事業
事業者名		株式会社ユーラスエナジーホールディングス
事業実施区域		青森県むつ市大字奥内地区、大字中野沢地区 青森県下北郡東通村(冷水峠近傍) 対象事業実施区域の面積: 約1,119ha
事業特性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力: 最大81,000kW ・風力発電機の台数: 定格出力2,000~3,000kW級の風力発電機を約30基設置 ・ブレード枚数: 3枚 ・ローター直径: 約80~101m ・ハブ高さ: 約80m ・高さ: 約120~130m
	工事の内容	工事開始: 平成32年4月(予定) 工事内容 ・道路工事: 輸送路拡幅工事、仮設道路・管理用道路工事 ・造成・基礎工事: 風車組立ヤード造成工事、基礎工事 ・据付工事: 風力発電機据付工事(風車組立) ・電気工事: 自営送電線工事、連系変電所工事
地域特性	大気質	一般環境大気測定局は苫生小学校局及び尾駁小学校局に設置されている。最寄りの自動車排出ガス測定局は青森県庁局に設置されている。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、いずれの測定局も環境基準に適合している。大気汚染に係る公害苦情受理件数は、平成24年度は青森県では93件である。
	騒音・超低周波音	対象事業実施区域及びその周囲における一般環境騒音、自動車騒音の状況について、青森県が公表する測定結果はない。騒音に係る公害苦情受理件数は、平成24年度は青森県では66件である。
	振動	環境振動及び道路交通振動の状況について、青森県が公表する測定結果はない。振動に係る公害苦情受理件数は、平成24年度は青森県では1件である。
	水質	対象事業実施区域及びその周囲では、2地点で水質測定が実施されており、両地点とも環境基準の類型指定はされていない。対象事業実施区域の周囲海域では、1地点で水質測定が実施されている。地下水の水質について、対象事業実施区域及びその周囲では、むつ市金曲の1地点で概況調査が行われており、環境基準に適合している。水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、平成24年度は青森県では37件である。
	地形・地質	対象事業実施区域及びその周囲には丘陵地が大部分を占めている。その他、小起伏山地、谷底平野が分布している。対象事業実施区域及びその周囲に見られる重要な地形は「褰部(ホロベ)海岸」、「小田野沢~老部」が該当する。対象事業実施区域の南側は集塊岩が大部分を占め、一部に、凝灰角礫岩、安山岩が分布している。北側は砂岩・砂質シルト岩、安山岩が多く分布している。重要な地質は存在していない。
	動物	対象事業実施区域及びその周囲では、哺乳類28種、鳥類261種、爬虫類3種、両生類8種、昆虫類384種、魚類19種及び昆虫類以外の無脊椎動物10種の合計713種が確認されている。動物の重要な種は、哺乳類14種、鳥類98種、爬虫類1種、両生類2種、昆虫類74種、魚類9種及び昆虫類以外の無脊椎動物10種の合計208種が確認されている。
	植物	対象事業実施区域及びその周囲では、維管束植物(シダ植物及び種子植物)が89種確認されている。対象事業実施区域の植生は、ブナクラス域自然植生であるヒノキアスナロ群落が広がり、ブナクラス域代償植生のブナ・ミズナラ群落、タラノキ・クマイチゴ群落、植林地であるアカマツ植林、スギ・ヒノキ・サウラ植林が分布しているほか、一部にチシマザサ・ブナ群団、チマキザサ群落がみられる。植物の重要な種は、25科35種が確認されている。

生態系	対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から、樹林、乾性草地、湿性草地、河辺・海岸・砂丘等、市街地等、河川等の6つの環境類型に区分される。主に山地及び丘陵地、台地に樹林が広がり、乾性草地が点在している。海岸や河川沿いの低地には湿性草地、河辺・海岸・砂丘等が見られ、低地から台地にかけて、道路の周囲に市街地等が分布している。なお、対象事業実施区域の環境類型は主に樹林であり、南側の焼山周囲に一部乾性草地が分布している。対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場は「自然植生」「保安林」「鳥獣保護区」の3つが存在している。
景観	対象事業実施区域及びその周囲は標高200～300mほどの丘陵であり、下北半島の中央に位置し、東に太平洋、西に陸奥湾が広がっている。 なお、青森県では景観計画区域(青森市、弘前市、八戸市を除く県内全域)内における、工作物の新築(高さ5～20mを超えるもの)または増改築といった大規模行為には、行為着手の50日前までの届出を義務付けている。また、同条例において、良好な景観の形成のため、景観計画に定められた大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならないとしている。本事業は青森県景観条例の対象事業である。 対象事業実施区域及びその周囲の視野角1度以上で視認できる範囲内の主要な眺望点は、「トラベルプラザサンシャイン」や「物見崎」等4つある。対象事業実施区域及びその周囲には、「左京沼」や「泊海岸」等の景観資源がある。
触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周囲における、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は「東通原子力発電所トントウビレッジ」と「浜奥内海水浴場」がある。
廃棄物等	平成25年度における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は、むつ市では27,712t、横浜町では1,590t、東通村では2,218tである。青森県における平成20年度の産業廃棄物の発生量は4,249,000tである。また、対象事業実施区域から半径50km以内には、産業廃棄物処理施設が32か所存在する。
その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、学校3か所、保育所1か所、医療機関2か所、福祉施設2か所である。 また、住宅は、対象事業実施区域の周囲に分布している。
環境影響評価の項目	参考項目との差異 別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書第6章(P. 192～P. 247)参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解:資料2-2-3参照 関係都道府県知事意見:資料2-2-4参照
審査結果	環境審査顧問会風力部会の意見を聞いた上、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載する。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

## 環境影響評価の項目の選定

影 響 要 因 の 区 分			工 事 の 実 施			土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用		
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	
環 境 要 素 の 区 分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○				
			粉じん等	○				
		騒音及び超低周波音	騒音	○				○
			低周波音（超低周波音を含む）					○
	水環境	振動	振動	○				
		水質	水の濁り			○		
			底質	有害物質				
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		その他	風車の影					
				電波障害				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○	
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				○	○	
		海域に生育する植物						
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○		
		残土				○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

注：1. ■は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目である。  
放射性物質については、平成27年6月1日付で「発電所アセス省令」に放射性物質に係る規定が追加されたことを踏まえて検討した。

2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。